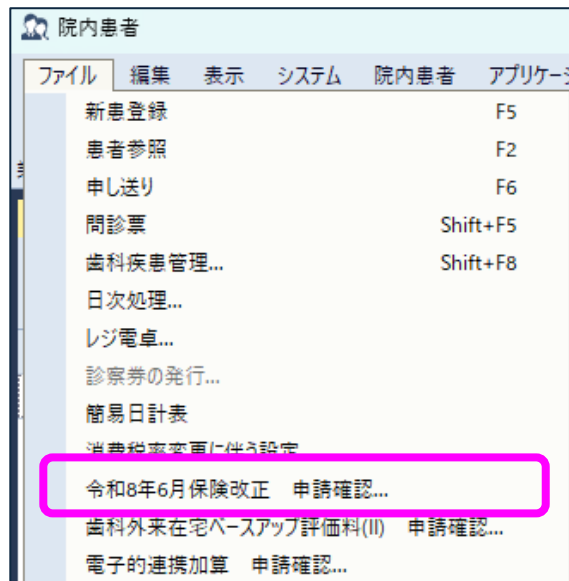


歯科技工所ベースアップ支援料 の施設基準の設定

- (1) 院内患者の「ファイル」メニューの「令和8年6月保険改正 申請情報...」を開きます。



- (2) 「歯科技工所ベースアップ支援料」の「届出済み」にチェックし、算定開始年月を登録します。

日付を登録した項目は、赤字で表示されます。

[OK] で画面を閉じます。

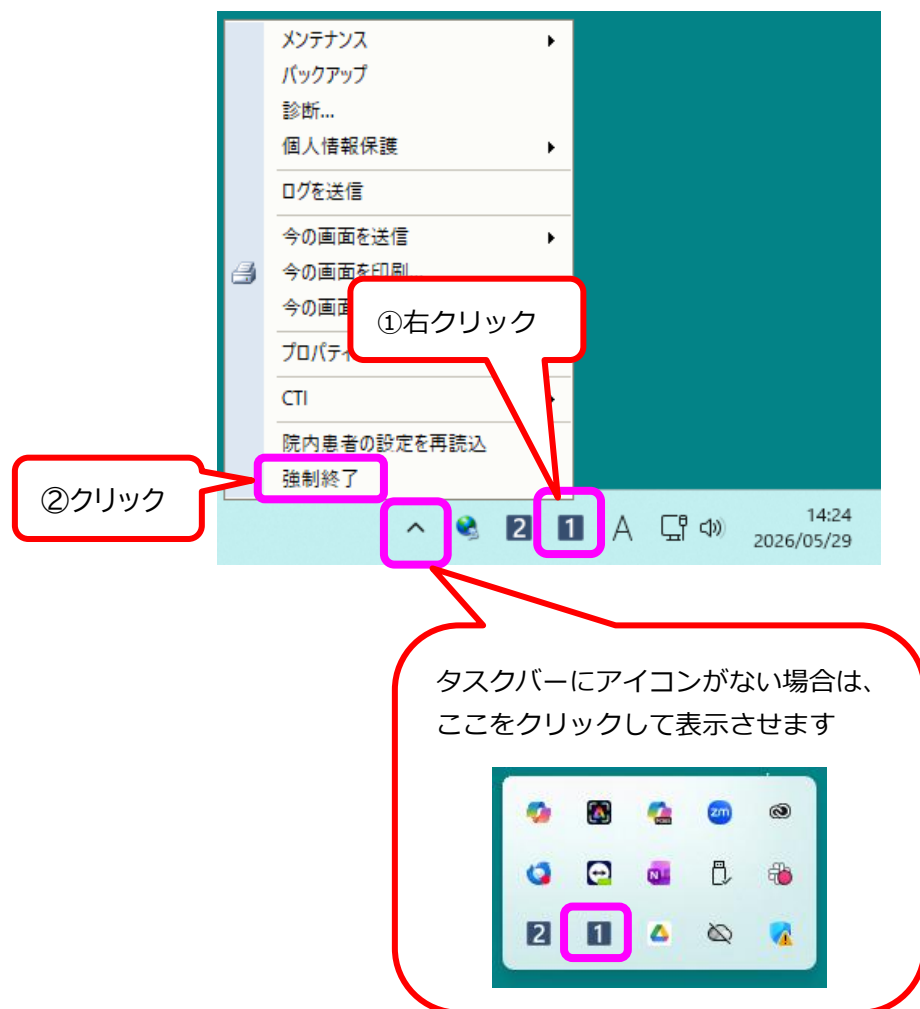
令和8年6月 保険改正 申請確認

令和8年6月 保険改正で、届出がないと算定できない処置があります。
届出済みのものがあれば、届出済みをチェックしてください。そして、開始する年月を入力してください。

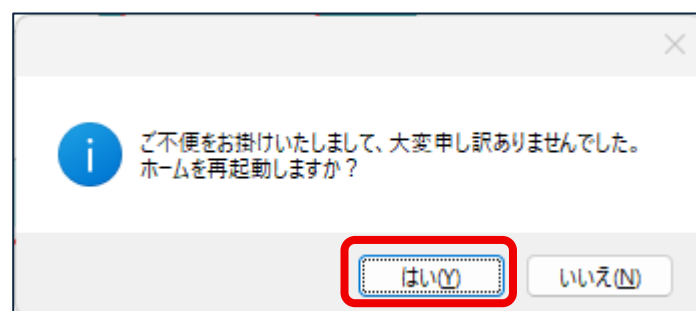
申請が必要な項目

電子的歯科診療情報連携体制整備加算	NEW	☐ 検討中	☐ 届出しない	☒ 届出済み	令和 8年6月
歯科技工所ベースアップ支援料	NEW	☐ 検討中	☐ 届出しない	☒ 届出済み	令和 8年6月
口腔機能実地指導料	NEW	☐ 検討中	☒ 届出しない	☐ 届出済み	__年__月

- (3) 設定を有効にするため、システムを終了します。
右下のタスクバーにある One エージェント (① のアイコン) を右クリックし、メニューの一番下の [強制終了] をクリックします。



- (4) メッセージが表示されるので、[はい] をクリックします。



- (5) カルテには、技工所に依頼した補綴物を装着する時に「追加しますか？」とダイアログが表示されますので、追加します。

部位	項目	点数	回数
67	歯科技工所ベースアップ支援料 (1 装置につき)		15

表示されるのは以下の項目を入力する時です。

- ・インレー、クラウン、ブリッジ
- ・支台築造（メタルコア、間接法ファイバーポストの場合）
- ・3次元プリント有床義歯、有床義歯
- ・キーパー付根面板、磁石構造体、広範囲顎骨支持型補綴
- ・口腔内装置
- ・暫間歯間補綴装置（テンポラリークラウン）

TeCなどで、補綴物の作成を技工所に依頼していない場合はキャンセルで閉じて入力しないでください。

- (6) 技工所名を記載する画面が表示されるので、＜項目を追加する＞をクリックして技工所の名称を登録します。

[完了] をクリックしてカルテに登録します。

※ベースアップ支援料は、補綴物ごとに技工所を集計できるようにする予定です。

対象処置	部位	項目	技工所名
	67	歯科技工所ベースアップ支援料 (1 装置につき)	歯科技工所名